

鷹栖町環境基本計画（案）

【第4期】

令和7年（2025年）3月

鷹栖町

目次

第1章	計画策定の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画の位置付けと性格	1
3	この計画で対象とする環境の範囲	2
4	計画の期間	2
5	計画組み立てと構成等	2
第2章	環境の保全と創造に関する目標	3
1	環境の将来像	3
2	環境目標	3
3	施策の体系	4
第3章	環境の保全と創造に関する施策	5
1	資源を循環的に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち	5
2	豊かな自然を未来へ引き継ぐまち	8
3	みんなが健康で安心安全に暮らせるまち	11
4	環境への配慮に取り組むまち	14
第4章	配慮指針	16
1	町民の配慮事項	16
2	事業者の配慮事項	17
3	町の配慮事項	18
第5章	計画の推進体制と進行管理	19
1	計画の推進体制	19
2	計画の進行管理	19
3	町民意見の反映	19
4	計画の見直し	19
資料編		20
1	計画策定の経過	20
2	町の状況	21

第 1 章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨と背景

本町では、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造を掲げた「鷹栖町環境基本条例」の基本理念に基づき、令和 2 年 3 月に鷹栖町環境基本計画（第 3 期）を策定し、様々な施策を展開してきました。

しかし近年では、人口減少・少子高齢化の進行、地球温暖化や局地的豪雨の頻発、カーボンニュートラルに向けた動きや持続可能な開発目標（SDGs^{※1}）への取り組みなど、環境行政を取り巻く情勢が著しく変化しています。

本町は上川盆地の西北部に位置し、小高い山々に囲まれ、全体的に盆地状をなし、中心部をオサラッペ川が北から南へ貫流していることから肥沃な大地に恵まれ、有数の良食味米^{※2}の産地として発展してきたまちです。

この恵まれた特性を生かすため、より一層の自然環境の保全と適正な利用を図ることが求められています。

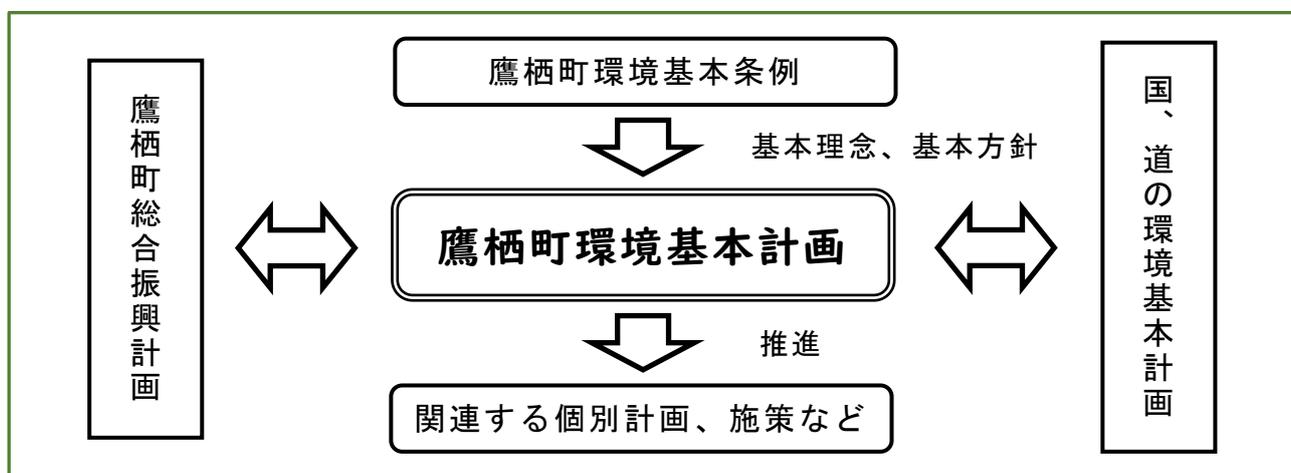
これまでの取り組みにより、廃棄物に関するリサイクル率の向上や不法投棄ごみの減量など、概ね目標を達成しつつありますが、ごみの排出量が増加傾向であるなど、足踏み状態のものもあります。

こうした社会情勢の変化や本町の特性、計画の進捗状況などを考慮し、令和 7 年度以降の環境施策の基本的な方向を示すため、環境基本計画（第 4 期）を見直し、策定を行いました。

2 計画の位置付けと性格

本計画は、鷹栖町環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針などを定めています。

今回の策定では、現在の環境問題を巡る様々な動向や計画の進捗状況などを考慮して、21 世紀半ばを見据えた長期的な目標を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間内に展開する施策の基本的事項を示し、本町のまちづくりの基本となる鷹栖町総合振興計画と整合を図りながら推進します。



※1 持続可能な世界を実現することを目指した、2023 年を達成期限とする 17 の目標

※2 美味しくたくさん獲れる米

3 この計画で対象とする環境の範囲

本計画における地域の対象は、鷹栖町の行政区域全域とします。

「環境」とは包括的な概念であり、また、環境施策の範囲は社会情勢や町民の意識の変化に伴い変遷していくものであり、その範囲を明確にすることは困難です。

本計画が対象とする環境保全の範囲については、鷹栖町環境基本条例第8条に規定する施策の基本方針を踏まえ、国や道の環境基本計画との整合性を考慮し、次の事項を想定します。

(1) 循環型社会の形成	廃棄物の減量化、資源の循環的利用
(2) 地球環境の保全	地球温暖化対策、オゾン層破壊の防止、
(3) 自然環境の保全	多様な森林、緑地、水辺地の保全
(4) 都市環境の形成	身近な緑や水辺とのふれあい、潤いと安らぎの確保
(5) 生活環境の保全	大気、水、土壌などの良好な状態の保持

4 計画の期間

本計画の推進期間は、令和7年度を初年度とし、鷹栖町総合振興計画との整合性や一体的な進行管理を図るため、令和11年度までの5年間とします。

また、PDCAサイクル^{※3}を活用し、社会情勢や環境施策の変化により必要に応じて、見直しをします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8次鷹栖町総合振興計画（後期）	●	●	●	●	●
第4期鷹栖町環境基本計画	●	●	●	●	●

5 計画組み立てと構成等

本計画は、環境の保全と創造に関する目標、総合的な施策の方向、配慮指針で構成されています。

このため、本計画においては本町に望ましい環境の将来像を目標として示すとともに、その実現に向けて計画期間に実施すべき施策の方向、町民、事業者及び町がそれぞれ環境に配慮した行動を行う上での指針を定めます。

^{※3} Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（対策・改善）の4つのプロセスを繰り返し、継続的に業務改善を行う手法

第2章 環境の保全と創造に関する目標

1 環境の将来像

良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造を実現するため、本町の目指す環境の将来像とそのイメージを示します。

イメージ

本町の豊かな自然環境の適正な保全が図られ、より快適な生活を維持しつつ持続可能な社会を求めるため、町民一人ひとりが環境に配慮した行動に心掛け、また、事業者は環境に配慮した事業活動を積極的に推進するなど、全体で環境の保全に取り組み、風土を生かした北国らしい快適な暮らしと調和しながら、このすばらしい環境を将来の世代の人たちに引き継いでいきます。

第8次鷹栖町総合振興計画における
まちづくりの将来像を共有

笑顔の環 みんなでつくる あったかす

「環」(わ)は、「環」境にやさしく、循「環」を基調とする
「和」や「輪」を大切に願うことばのイメージです。

2 環境目標

環境の将来像「笑顔の環 みんなでつくる あったかす」を実現するため、4つの環境目標と施策の推進方向を示します。

(1) 資源を循環的に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち

町民が自らの生活スタイルを見直し、循環型社会を形成することで、次の世代に良好な環境を引き継いでいくことができるまちを目指します。

(2) 豊かな自然を未来へ引き継ぐまち

のどかな田園風景が広がるまち鷹栖町の特徴ある自然環境を守り、育て、ふれあい、人と自然が共生するまちを目指します。

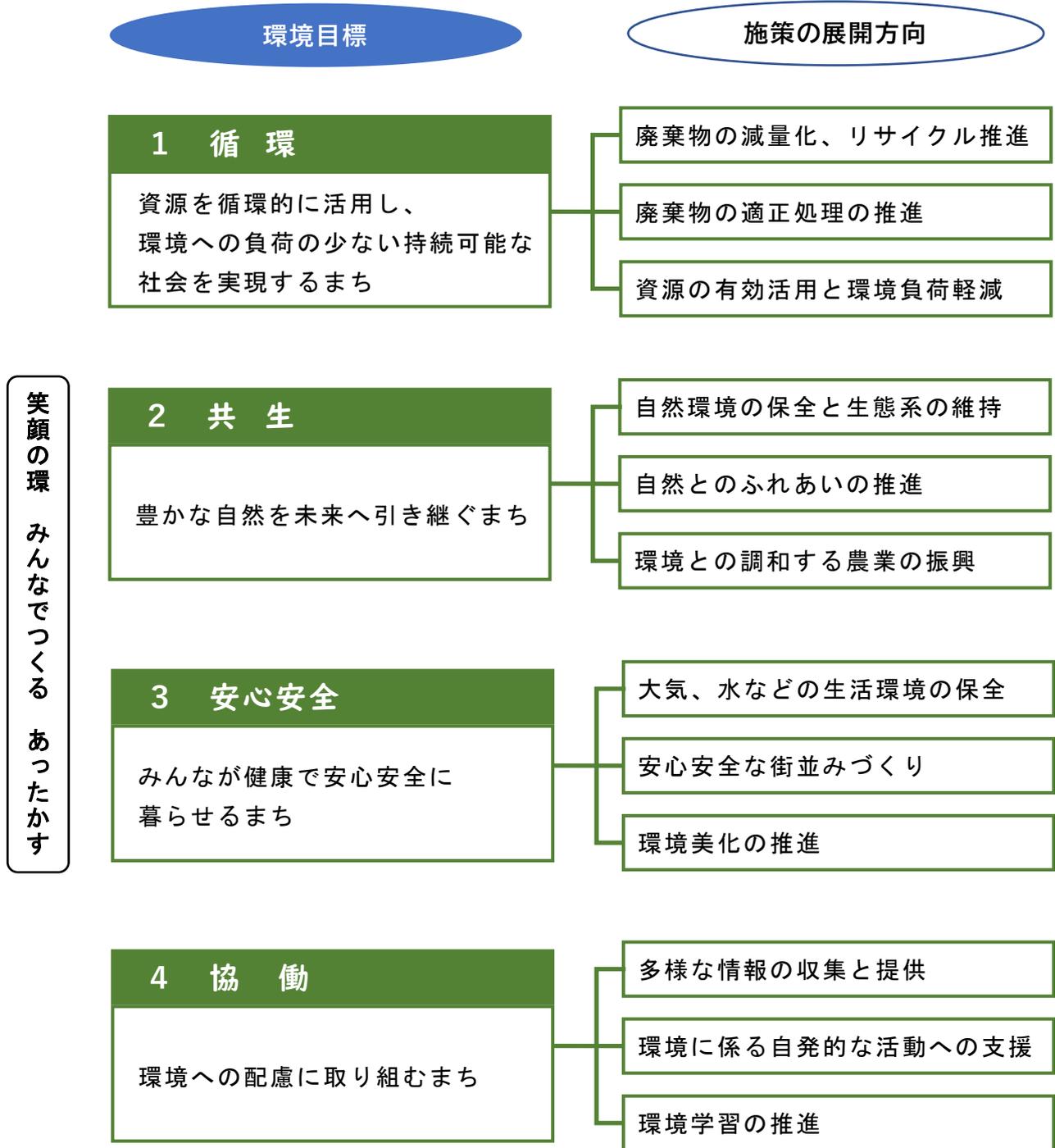
(3) みんなが健康で安心安全に暮らせるまち

さわやかな空気、清涼な水など環境の基盤を保ち、科学物質などによる汚染を防止して、健康で安全、安心して暮らせるまちを目指します。

(4) 環境への配慮に取り組むまち

環境の保全と創造に向けて、町民、事業者、行政が連携して、環境に配慮した行動ができるまちを目指します。

3 施策の体系



第3章 環境の保全と創造に関する施策

1 資源を循環的に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち

【現状】

- 町民一人1日当たりのごみの排出量は増加傾向にある。
- リサイクル率は目標値以上で推移している。
- 一般廃棄物の最終処分量は大幅に減少し、LED化も含めた省エネルギーが普及してきており、環境への負荷が軽減されつつある。
- バイオマス^{※4}の利用を含め、未だ再生可能エネルギーの普及は進んでいない。

【課題】

- 増加傾向にある家庭ごみの発生と排出の抑制
- ごみの分別の徹底と資源化の推進
- 環境負荷軽減の普及啓発
- 資源の有効活用と再生可能エネルギーの導入促進



(1) 廃棄物の減量化、リサイクル推進

【個別目標】

廃棄物の減量化の実現、4R（リフューズ^{※5}、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の定着を図ります。

施策の 展開方向

(1) ごみの減量化の推進

- 4Rの取組みにより、不必要なものを買わない、過剰包装を断る、製品を長く大切に使う取組みを推進し、日常生活におけるごみの発生、排出の抑制を図ります。
- 事業者は排出責任を認識し、分別を徹底し、循環的利用に努め、ごみの発生抑制を推進します。
- ごみの減量、資源化の意識と行動の定着、持続、向上を図ります。

(2) 4Rの推進

- ごみの分別方法のさらなる普及啓発を実施し、リサイクル率の向上を図ります。
- より分かりやすい分別方法の調査研究を進めます。

※4 動植物などから生まれた再生可能な有機性の資源

※5 ごみとなるものを断る、ごみとなるものを持ち込まないことを指す

定量目標

- (1) 町民一人1日当たりのごみ排出量
- (2) リサイクル率

【定量目標】

指標の名称	過去 (H30年度)	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)
ごみの排出量	757 g	785 g	700 g
リサイクル率	24.2%	44.2%	45.0%

**(2) 廃棄物の適正処理の推進****【個別目標】**

廃棄物は法令に基づく適正処理を推進するとともに、効率化を図ります。

**施策の
展開方向****(1) 安全、適正なごみ処理の推進**

- ごみ処理施設の適正管理を徹底し、周辺環境の保全を図ります。
- 町民、事業所と連携し、ごみステーションの適正管理、ごみの出し方の徹底、資源物回収ルート確保など、処理体制の充実を図ります。
- 今後の廃棄物処理システムの再構築を見据え、ごみ処理施設整備について検討します。
- 高齢化社会に配慮したごみ収集運搬体制を検討します。

定量目標

- (1) 一般廃棄物の最終処分量

【定量目標】

指標の名称	過去 (H30年度)	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)
最終処分量	75 t	65 t	65 t

(3) 資源の有効活用と環境負荷軽減

【個別目標】

資源、エネルギーの有効活用、温室効果ガスの排出抑制を推進し、環境への負荷軽減に努めます。

施策の
展開方向

(1) 資源、エネルギーの有効活用

- 太陽光など、再生可能エネルギーの普及啓発し、温室効果ガスの排出量の抑制に努めます。
- 堆肥化など、バイオマス利活用^{※6}に向けた方策を検討します。

(2) 環境負荷軽減の取組

- 省エネルギーを意識した生活スタイルの定着、継続を図ります。
- 二酸化炭素吸収源として、森林の保全による緑化推進を図ります。
- 地球レベルの環境問題に係る学習機会の推進を図ります。

定量目標

(1) 市街地LED防犯灯の設置基数

【定量目標】

指標の名称	過去 (H30年度)	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)
設置基数	323基	331基	331基維持

※6 「利用」と「活用」2つの言葉の意味を掛け合わせた言葉

2 豊かな自然を未来へ引き継ぐまち

【 現 状 】

- 森林面積（町有林、民有林）の面積は現状を維持している。
- ヒグマ、エゾシカの出没が増加し、生活環境や農林業に被害が生じている。また、アライグマの捕獲数が増加しており、生態系被害及び農業被害が生じている。
- 自然とのふれあいを求めるニーズが高まっている。
- 農地面積は現状維持が図られている。

【 課 題 】

- 地域の自然環境を生かした森林や農地の保全
- 生活環境や生態系被害及び農林業への影響が懸念される
- 豊かな自然とふれあう場の整備管理
- 自然環境との調和及び持続可能な農業振興が求められる



(1) 自然環境の保全と生態系の維持

【個別目標】

特色を生かした豊かな自然環境を守り育てます。

施策の 展開方向

(1) 自然環境の保全

- 森林の持つ保水など、多様な機能を損なわないよう、山地、丘陵地の樹木の保全を図ります。
- 鷹栖町森林整備計画と森林経営計画に基づき、整備を推進します。
- 山並みと周辺農地から雄大な自然景観の保全に努めます。

(2) 生態系の維持

- 地域の生態系を維持するため、外来種の情報収集と情報提供を行い、駆除対策等に努めます。
- 自然環境や生活環境、農林業に被害を及ぼす野生鳥獣への対策を推進します。
- ダイオキシン類や環境ホルモン^{※7}、マイクロプラスチック^{※8}の発生を抑制するため、その要因となるものの適正処理に努めます。

^{※7} 人間の生体内に入った場合、生体内で営まれている正常なホルモン作業に影響をもたらす、正式には「内分泌かく乱化学物質」と呼ばれるもの

^{※8} 大きさが 5mm 以下の微細なプラスチック

定量目標 (1) 森林面積 (町有林、民有林)

【定量目標】

指標の名称	過去 (H30年度)	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)
森林面積	6,274ha	6,338ha	6,338ha 維持



(2) 自然とのふれあいの推進

【個別目標】

身近な自然により親しみ、ふれあえる環境づくりを進めます。

**施策の
展開方向**

(1) 自然とのふれあいの推進

- 町民が身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、豊かな自然を体感できる機会の提供に努めます。
- オサラッペ川を水と緑の軸とし、緑豊かな丘陵地や運動公園などを結び、水と緑のつながりを形成します。
- 憩いの杜づくりを進めるパレットヒルズを自然と人々のふれあいの場となるよう努めます。

定量目標 (1) 町民一人当たりの都市公園面積

【定量目標】

指標の名称	過去 (H30年度)	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)
公園面積	116.8 m ² (803,368 m ²)	122.9 m ² (803,368 m ²)	122.9 m ² 維持 (803,368 m ²)

(3) 環境との調和する農業の振興

【個別目標】

地域の自然環境と調和がとれた農村環境づくりを目指します。

施策の
展開方向

(1) 自然環境との調和

- 自然環境と調和のとれた農業振興に努めるとともに、地域の自然を生かした農村環境づくりを進めます。
- 野焼き防止、農薬飛散防止など、クリーン農業を推進し、環境と調和した農業振興に努めます。

(2) 持続可能な農業振興

- 農地の流動化、耕作放棄地の解消を図り、優良農地の維持保全に努めます。

定量目標

(1) 農地面積（耕地面積）

【定量目標】

指標の名称	過去 (H30 年度)	現状 (R 5 年度)	目標値 (R11 年度)
田耕地面積	3,592.0ha	3,610.0ha	3,610.0ha 維持
畑耕地面積	-	703.0ha	703.0ha 維持

3 みんなが健康で安心安全に暮らせるまち

【 現 状 】

- 生活排水処理が増加傾向である。
- 河川的环境基準については、ほぼ達成している。
- 焼却禁止の例外となる稲わらなどの野焼きや自主的改善を進めている農薬散布などに対し、現状以上の共存、調和が図られるよう求められている。
- ペットの糞の不始末など一部にマナーの低下が見受けられる。
- 安心安全に生活できる環境づくりに関心が高まっている。
- 不法投棄の件数は横ばいであるが、量が減少傾向している。

【 課 題 】

- 生活排水の水洗化の普及推進
- 河川的环境基準の維持
- 事業者の事業活動や人の生活に伴う環境への負荷の軽減
- ペット飼育者のマナーの向上
- 安心安全に生活できる環境づくりの推進
- 不法投棄防止の推進

(1) 大気、水など生活環境の保全

【個別目標】

環境汚染の監視などを行い、大気、水など生活環境の保全を図ります。

施策の
展開方向

(1) 大気の保全

- ごみの違法焼却に対する指導を行います。
- 焼却禁止の例外となる稲わらなどの焼却について、周辺住民の日常生活に支障がある場合には自粛を要請します。
- PM2.5^{※9}等大気汚染物質についての情報収集と情報提供に努めます。

(2) 水質の保全

- 生活排水による河川などの汚濁を防ぐため、公共下水道の適正な維持管理に努めるほか、公共下水道が整備されていない地域では浄化槽の普及を推進するとともに、適切な維持管理が行われるよう指導します。
- ごみ処理場の水質検査を継続的に行い、ダイオキシン類などの水質を監視します。
- 農薬、家畜ふん尿による汚染を防ぐため、適正な処理を指導します。

定量目標

(1) 汚水処理人口普及率

(2) オサラッペ川の水質 (BOD^{※10}平均値：治水橋)

【定量目標】

指標の名称	過去 (H30年度)	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)
汚水処理人口 普及率	90.9%	93.9%	93.9%以上
オサラッペ川の 水質 (BOD)	0.9	0.5	0.5以下

※9 人体や環境に影響を与える可能性がある、大気中の微小な粒子状物質

※10 水中の有機物を分解するのに必要な酸素の量で、河川の汚染度を示す指標

(2) 安心安全な街並みづくり

【個別目標】

安全で安心して生活ができる環境づくりを進め、まちの魅力を高めます。

施策の
展開方向

(1) 安心できる環境づくり

- 野焼き防止、農薬飛散防止など、クリーン農業の促進に努めます。
- 自然と調和し、年代別の利用形態にあった公園など、自然とのふれあいの場の確保に努めます。
- 住環境の多様化に応じて、定住移住を推進します。

(2) 魅力ある景観づくり

- 町ぐるみで「不法投棄をさせない」の姿勢を持ち、監視や巡回体制の強化を図ります。
- 町民、事業者が参画して、空き地や家屋周辺の景観づくりを推進します。

定性目標

- (1) 市街地宅地の空き地件数
- (2) 不法投棄件数及び量

【定性目標】

指標の名称	過去 (H30年度)	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)
市街地宅地の 空き地件数	193 か所	157 か所	減少
不法投棄件数 及び量	174 か所 3,335 kg	159 か所 770 kg	減少

(3) 環境美化の推進

【個別目標】

地域ぐるみの清掃活動など環境美化を推進します。

施策の
展開方向

(1) 環境美化の推進

- ペット飼育者へのマナーの啓発や、ルール遵守の周知徹底に努めます。
- 町民の道路愛護意識の高揚に努めます。

4 環境への配慮に取り組むまち

【 現 状 】

- 各団体で、環境美化活動、環境衛生活動が継続的に行われている。
- 小中学校、高等学校では、自然環境とのふれあいや清掃活動、環境美化活動などを通じ、積極的に環境教育が行われている。
- 環境学習や環境保全活動の重要性が高まっている。
- 環境に関する適切な情報が求められている。

【 課 題 】

- 環境に配慮した行動に関する町民意識の広がりを進める取組みの推進
- 学校教育と連携した環境学習の推進
- 様々なニーズに対応した環境学習の機会の充実
- 適切な環境保全のための情報提供



(1) 多様な情報の収集と提供

【個別目標】

環境の状況や環境保全活動の情報収集、提供に努めます。

施策の 展開方向

(1) 環境情報の収集

- 環境保全に関する最新情報や先進事例などの情報収集、提供に努めます。
- 各団体の環境活動の情報共有に努めます。
- ホームページ、SNSや広報などで町民のニーズが高い情報の提供に努めます。



(2) 環境に係る自発的な活動への支援

【個別目標】

自発的な環境保全活動の促進に努めます。

施策の 展開方向

(1) 活動への支援

- 地域の清掃活動や環境美化活動への支援に努めます。
- 町民自ら取り組む活動に対して必要な支援に努めます。

(3) 環境学習の推進

【個別目標】

環境について、ともに考え、ともに創る意識の向上を図るため、生涯を通じた環境学習を進めます。

施策の
展開方向

(1) 参加の機会の確保

- 環境関連イベントに参加しやすい環境をつくれます。
- 環境学習、環境体験活動など、学校教育と連携した取組みを推進します。
- 花壇整備、環境美化活動などの支援を行い、町民の参加意欲を高めるよう努めます。
- ごみ処理場の見学受入れなどを積極的に行い、意識の高揚を図ります。

定性目標

(1) 環境学習等の実施回数

【定性目標】

指標の名称	過去 (H30年度)	現状 (R5年度)	目標値 (R11年度)
環境学習等の 実施回数	-	5回	増加

第4章 配慮指針

本章では、町民、事業者及び町が環境基本計画で定める環境の将来像を実現するために、それぞれの立場において、配慮すべき事項を示します。

1 町民の配慮事項

町民が日常生活において、本町の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

(1) 循環「資源を循環的に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現するまち」に向けて

- ごみの発生が少ない生活に心掛けます。
- 製品を修理して長く大切に使います。
- 食材を使い切ることや食べ残しを減らすよう心掛けます。
- ごみの分別を徹底し、ごみの資源化に努めます。
- ごみのポイ捨て（不法投棄）はしません。
- 冷暖房の温度を控えめに設定するなど、日常生活の中でエネルギーの効率的な利用を心掛けます。
- 省エネルギー効果が高い機器を選び、環境に配慮した消費活動を実践します。

(2) 共生「豊かな自然を未来へ引き継ぐまち」に向けて

- ルールやマナーを遵守し、自然環境の保全に心掛けます。
- 身近な環境保全活動や地域での緑化活動に参加します。

(3) 安心安全「みんなが健康で安心安全に暮らせるまち」に向けて

- 大気、水、土壌を良好に保つよう努めます。
- 違法焼却はしません。
- 洗剤の使用量を必要最小限に抑えたり、台所の使用済み油を流さないようにします。
- 近隣に迷惑をかけないよう、生活環境を良好に保つよう努めます。
- 土地家屋の所有者として、適正に管理します。
- ペットの飼育マナーを守ります。

(4) 協働「環境への配慮に取り組むまち」に向けて

- 地域の清掃活動や環境美化活動などに積極的に参加するように努めます。
- 環境学習などに積極的に参加し、環境に関する知識と理解を深めます。
- 日常生活における環境への負荷を認識し、暮らしを見直します。

2 事業者の配慮事項

事業者が事業活動において、本町の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

(1) 循環「資源を循環的に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現するまち」に向けて

- 廃棄物の発生、排出を抑制します。
- 製造、建設、流通などの各段階で発生する廃棄物の減量化を進めます。
- 環境に配慮した製品や、リサイクルしやすい製品の製造、販売に努めます。
- 廃棄物の不適正処理や不法投棄はしません。
- 環境に配慮した製品やサービスを消費者に提供するように努めます。

(2) 共生「豊かな自然を未来へ引き継ぐまち」に向けて

- 開発事業を実施する際は、事前に適正な環境影響評価を行い、森林や農地などの自然環境の保全に努めます。
- 事業場の設置や増改築の際は、周辺環境との調和に配慮し、緑化に努めます。
- 雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地を適正に管理します。

(3) 安心安全「みんなが健康で安心安全に暮らせるまち」に向けて

- 事業場からの排水や排出ガスを適正に管理し、規制基準を遵守します。
- 事業を通じて発生する騒音や振動の軽減に努めるとともに、作業を行う時間帯に配慮します。
- 施設を適正に管理し、悪臭の発生防止に努めます。
- 化学物質の適正な管理を行い、環境汚染を未然に防止します。
- 違法焼却はしないとともに、焼却禁止の例外としている焼却であるものであっても自粛や周辺環境への配慮に努めます。
- 農薬の使用軽減や家畜ふん尿の排水防止に努めます。

(4) 協働「環境への配慮に取り組むまち」に向けて

- 事業者の社会的責任を認識し、取組方針や目標を設定し、自主的な環境管理に取り組めます。
- 環境保全や環境学習の取組みを通じて社会貢献に努めます。

3 町の配慮事項

町が施策を推進する場合に、本町の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

(1) 循環「資源を循環的に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現するまち」に向けて

- 町の事務、事業による廃棄物の発生、排出を抑制します。
- 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に率先して取り組みます。
- ごみ排出量の削減に向けた取り組みを強化します。
- ごみの分別や排出方法などの周知を積極的に行います。
- 生産した肥料の有効活用に努めます。
- 太陽光発電の普及など、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(2) 共生「豊かな自然を未来へ引き継ぐまち」に向けて

- 地域の特徴ある自然環境の保全を図るとともに、地域資源としての活用を進めます。
- 自然とふれあう場の提供をするとともに、農用地の保全や健全な山林育成に努めます。
- ごみの違法焼却や不法投棄、不適正処理の禁止事項について、周知徹底を図ります。

(3) 安心安全「みんなが健康で安心安全に暮らせるまち」に向けて

- 違法焼却の禁止を周知徹底するとともに、焼却禁止の例外である焼却については、周辺環境と調和が図れるように努めます。
- 公共下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の維持管理を適切に行います。
- 周辺の景観に配慮した公共施設の維持管理に努めます。

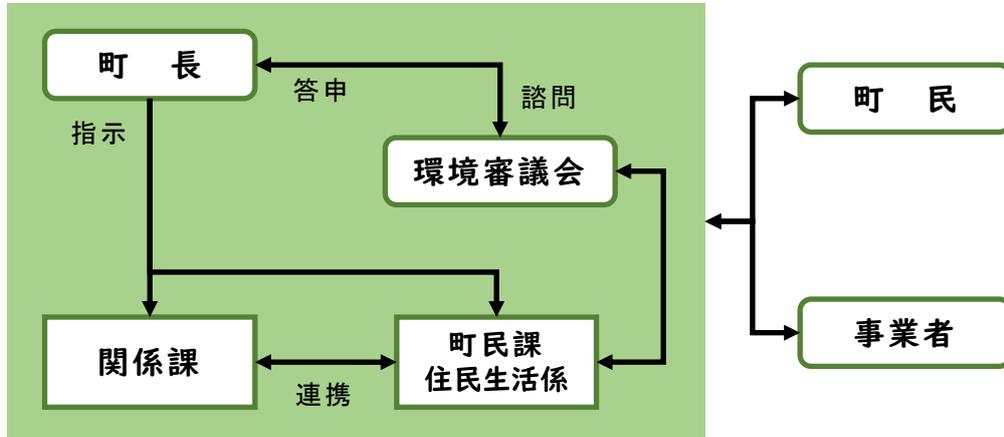
(4) 協働「環境への配慮に取り組むまち」に向けて

- 環境に関する情報を様々な方法で提供し、町民、事業者の環境に配慮した活動を促進します。
- 環境の保全と創造に関する意見を聴取し、施策などへの反映に努めます。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するため、町の関係課相互の緊密な連携により、施策の調整を図ります。



2 計画の進行管理

環境基本計画に定める施策の進捗状況について、定量目標の達成状況などにより点検、評価を行います。

3 町民意見の反映

「鷹栖町環境審議会」に環境基本計画に定める施策の進捗状況について報告を行い、意見を求め、それらの意見を施策に反映するなど、町民の意見を踏まえた取組みを進めます。

また、町民や事業所などの環境施策に対する意見を把握し、それらの意見を施策へ反映することに努めます。

4 計画の見直し

本計画は、令和11年度を目標としていますが、PDCAサイクルを活用して、社会情勢の変化や環境問題に係る動向、計画の進捗状況などを踏まえ、課題の重要度を見極めながら、計画の見直しを行います。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内 容
令和6年7月29日	第1回環境審議会 第3期の鷹栖町環境基本計画について ごみ処理の現状について
令和6年9月10日	第2回環境審議会 鷹栖町環境基本計画（第3期）の実績見込みについて 生ごみ乾燥機・高齢者等戸別収集について
令和6年11月25日	第3回環境審議会 鷹栖町環境基本計画（第4期）の案について パブリックコメントの実施について

2 町の状況

(1) 循環「資源を循環的に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」関係

平成4年から、可燃物、不燃物、空き缶、空きビン、紙類の分別収集開始
平成9年4月、容器包装リサイクル法の施行に伴い、ガラスビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装を指定法人（日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化
粗大ごみの戸別収集実施、高齢化により増加傾向
平成20年、生ごみ分別収集開始、生ごみ堆肥化実施、7種類の専用袋と生ごみ専用バケツによる分別収集開始 生産した堆肥約60t/年は町民に有料還元
平成25年度、町民一人1日当たりのごみの排出量、約640g、リサイクル率は29%を推移
平成25年度、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助実施
平成27年10月から不燃ごみ有料化開始
平成29年、小型プラ分別収集開始
平成30年度、町民一人1日当たりのごみの排出量、約757g（見込）と増加傾向
平成30年度現在、市街地LED防犯灯の設置基数は323基（約100%）
令和2年10月から燃やせるごみ有料化開始
令和5年度、町民一人1日当たりのごみの排出量、約785gと増加傾向
令和5年度現在、市街地LED防犯灯の設置基数は331基（100%）
令和6年10月から資源ごみ袋の値上げ

(2) 共生「豊かな自然を未来へ引き継ぐまち」関係

森林面積は国有林、町有林、民有林を併せて、約6,338ha（町面積の約45%）
町有林、民有林は約4,943haを推移
鷹栖町森林組合が管理する民有林は約2,598haで、平成25年から林地残材や間伐材をチップ化し、暗渠等に有効活用している。
鷹栖町においても外来生物であるアライグマが野生化し、急速に生息分布を広げており、農業被害の拡大、生活環境への影響が懸念されている。
アライグマの他、セイヨウオオマルハナバチやオオハンゴンソウなど、外来生物法で指定されている特定外来生物が鷹栖町内でも確認されている。
エゾシカにおいて、個体数の増加により農林業被害が年間を通じて発生している。
平成20年に鷹栖町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、エゾシカ解体処理加工施設を設置して安全で高品質の食肉として活用することなど有効活用が図られている。
ほ場整備事業による担い手への農地利用集積や、自動操舵システムの導入、鷹栖町農業交流センター（あったかファーム）による新規就農者確保対策を行っているが、農業者の高齢化や後継者不足、担い手不足などが課題となっている。

農業者が病虫害防除、肥料づくり、土壌改良の目的で稲わら、畦畔の枯れ草などを焼却することについては、「周辺的生活環境に支障がない限りで」という制限の中で、例外とされているが、市街地住民から苦情が寄せられる事例、大量の煙により交通の妨げになっている事例もある状況。

町民参加型で整備を進めている「パレットヒルズ」は、これまで「桜 2,319 本」のほか、3,113 本以上の植樹を住民参加で実施してきた。

自然環境にふれあえる場として、パレットヒルズ構想をもとに整備を進めている。

(3) 安心安全「みんなが健康で安心安全に暮らせるまち」関係

生活排水対策として、下水道区域以外の地域には合併処理浄化槽の設置補助、鷹栖町合併処理浄化槽管理組合を通じて維持管理経費の補助を行っている。

令和 5 年度で、下水道処理は約 2,178 世帯、浄化槽処理は約 615 世帯、残りの 303 世帯は未処理（汲み取り）となっており、汚水処理人口普及率も微増している。

ダイオキシン類対策特別措置法の規制基準により、焼却炉の改善や管理、ダイオキシン含有農薬等の使用禁止に伴い、汚染は終息している。

農業を営む上でやむを得ない稲わらや畦畔の枯れ草などの焼却は、焼却禁止の一部例外になっていますが、焼却が認められない自家焼却や庭先でのごみ焼却が稀に見受けられる。

PM2.5 濃度については、国の規制や取り組みにより減少傾向であり、国内多くの濃度測定局で環境基準を達成している。

新しい農薬成分の開発や製剤技術、散布技術が進歩し、農薬撒布量は減少している。薬剤の飛散防止のため、無人ヘリコプターの導入など、様々な取り組みを行っている。

令和 5 年度で、住宅用空き家が 181 戸で増加傾向である。

平成 26 年から空き家の改修支援事業補助を実施している。

北海道宅地建物取引協会旭川支部との連携した、空き家バンク・空き地バンクを実施している。

鷹栖町地域農業推進会議支部の独自の取組みとして、空き家所有者と協定して、廃屋解体による景観保全を進めている。

適切に管理されていない空き地については所有者に草刈り、雑木管理を助言している。

犬、猫のフンに係る苦情が寄せられ、飼育者のマナーの低下が見受けられる。

適切な飼育への新聞折込みや呼びかけ、路面貼り付け標識を設置するなど啓発をしている。

街区公園のバリアフリー化、健康遊具の配置、中高齢者の利用できる環境づくりを進めてきた。

近年では、ふるさと共育による小学生からの未来提言で、公園の遊具設置が多く出ていることから、公園の遊具設置の検討を進めている。

(4) 協働「環境への配慮に取り組むまち」関係

鷹栖町地域農業推進会議の各支部による農村環境を地域一体となって維持する取り組みを実施している。

道路、河川の草刈り（全地域）、会館周辺や道路などの花壇等整備（中央、北成）、除草剤の配布（北斗）、家屋のカメムシの共同防除（北成）、廃屋解体による景観保全（北野、中央、北斗、北成）、稲わら収集による野焼きの防止（鷹栖、中央、北斗、）などに取り組んでいる。

鷹栖町環境衛生連合協会は、全町クリーン作戦の実施主体として、町内会、老人会などに呼びかけ、道路公園などのごみ拾いを実施、また、不法投棄パトロール、各地区の環境衛生活動の情報共有の活動を行っている。

小中学校では体験農園を通じて、動植物とふれあい、自然環境の理解を深めている。鷹栖小学校では道路や公園のごみ拾いを行うなど、環境保全活動が行われている。北野小学校ではオサラッペ川の水質と生物などの状況調査、鷹栖小学校では維文小鳥の村（旧維文小学校）敷地内の樹木に巣箱で野鳥の観察を行うなど、環境教育が行われている。

鷹栖高等学校では町内会と連携し、学校前の街路に花を植える活動を、鷹栖養護学校では公園の花壇整備や北野地区の空き缶や古新聞などの廃品回収をするなど、環境学習を行っている。

丸山自然保存会は丸山自然公園の環境整備を、海洋クラブは植樹活動や丸山調整池の環境整備、鷹栖野球少年団、剣道少年団、中学校野球部では廃品回収を実施し、環境活動を行っている。

各地区町内会では、会館周辺の清掃やごみステーションの管理、道路愛護活動として、路肩の草刈りや清掃、歩道の花壇に花の植栽、草取りなど、道路環境美化に努めている。